

様式第2号(第3条関係)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 森林田園整備課
委託業務番号	令和5年度 長森田第39号
委託業務名称	長浜市中山間地域等直接支払交付金事業の業務委託
委託業務場所	長浜市高月町渡岸寺124番地
業務の概要	各取組組織における協定書作成や手続きの指導、申請確認、状況確認等を行い、専門的な指導、支援により農業施設(農用地・水路・農道等)の適正管理、長寿命化を図るとともに中山間地域における遊休農地の発生防止を図る。 ①事業の協定書作成(組織の作成する協定書を確認ならびに指導) ②実施状況確認(活動組織の現地、書類等による確認) ③推進、指導(組織への説明会、活動に関する指導、助言、組織事務支援) ④申請事務(組織から提出された申請書類等の確認)
履行期間	令和6年4月1日 から 令和9年3月31日(3か年)
契約年月日	令和6年3月1日
契約額(税込)	年額 3,300,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 滋賀県東近江市林町601番地 [商号又は名称] 滋賀県土地改良事業団体連合会 代表監事 浅田 壤太郎
契約相手方の選定理由	滋賀県土地改良事業団体連合会は、昨年度から、まるごと保全対策事業の事務の一部を受託されており、また、本市に事務所を設置いただけたことで一層、本市や各組織とも信頼関係が深まっている。 各地域の実情や課題を把握したうえで、事業実施にかかる指導、助言など積極的な業務を実施している。 まるごと保全対策事業も含め、中山間地域等直接支払交付金事業の各組織の拠り所として、また、本市の農村地域の課題解決も図れることが期待できるのは、滋賀県土地改良事業団体連合会以外にはないため。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 ○(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。